

## 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の 期間延長・区域変更を受けて

本日、政府対策本部において、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出されている緊急事態宣言を5月31日まで延長するとともに、愛知県及び福岡県を追加することとされた。

併せて、まん延防止等重点措置についても、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県に発出している期間を5月31日まで延長するとともに、北海道、岐阜県及び三重県を追加することとされた。

宣言対象地域では、依然として医療体制の非常に厳しい状況が続いており、変異株の猛威により感染が拡大している地域も全国的に増加していることから、ゴールデンウィーク後も引き続き強い対策が必要である。

その意味でも、茨城、石川、徳島各県知事からの要請が見送られたのは大変残念であり、引き続き、国としては各県と情勢分析を進めながら、状況が急変した場合は、迅速に対応されたい。

全国知事会としても、47人の知事が一致団結し、検査及び積極的疫学調査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けに全力を挙げることとし、10日に対策本部を開催して今後の方針を協議することとした。

令和3年5月7日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治